

【5月6日以降の還付について】

使用申込日が 平成28年4月1日～令和3年3月31日分 (過年度)	個人登録の場合 「請求書」に必要事項をご記入、ご捺印後、施設窓口へ「使用承認書（許可証）」・「領収書」と一緒にご持参ください。
	団体登録の場合 「請求書」に必要事項をご記入、ご捺印後、施設窓口へ「使用承認書（許可証）」・「領収書」と一緒にご持参ください。ただし、施設で確認させていただいた際、印鑑が必要となる場合もございますので、印鑑・振込先口座番号等がわかるものをご持参ください。
使用申込日が 令和3年4月1日以降 (現年度)	令和3年度分の還付金の準備が整いましたらホームページ等でご案内いたします。

※屋内施設（体育館・会議室等）、仙台市民球場および泉サッカー場の請求窓口は予約施設となります。

※屋外施設（野球場・庭球場等）の請求は仙台市内のスポーツ施設・公園施設の窓口で可能です。